

雇用保険部会報告の概要

1. 個別延長給付等の暫定措置

○ リーマンショック後の平成21年度から3年間(平成24年3月31日まで)の暫定措置として講じている以下の措置を、2年間(平成26年3月31日まで)延長

(1) 個別延長給付

解雇・倒産・雇止め等による離職者について、年齢や地域等を踏まえ、特に就職が困難と認められる場合に給付日数を最大60日間延長

(2) 雇止め等による離職者に対する給付日数の拡充

雇止め等により離職した者の給付日数(90～150日)を解雇・倒産等による離職者の給付日数(90～330日)並みに充実

2. 雇用保険二事業の安定的な運営

雇用調整助成金等の支出増に備えたやむを得ない措置として、失業等給付の積立金から雇用調整助成金への借入れを可能とする措置を、2年間(平成24年度及び平成25年度)延長

3. 失業等給付に係る雇用保険料率

平成24年度の雇用保険料率(失業等給付)を、弾力条項による下限の「1.0%」に引下げ (告示事項)

※ 平成23年度は「1.2%」